

デジタル活用推進事業債について ～対象となる事業例～

令和7年6月

総務省自治財政局地方債課
自治財政局公営企業課
自治行政局地域DX推進室

はじめに

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、地方団体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、日常生活に不可欠なサービスの確保、地域産業の生産性向上等地域の課題解決に取り組む必要がある。
- このため、総務省は、地方団体が、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・住民の利便性向上・地域の課題解決に向けた取組を推進するため、令和7年度にデジタル活用推進事業債を創設した。
- 今回、各地方団体においてデジタル活用推進計画に位置付けられた事業等を踏まえ、デジタル活用推進事業債の対象事業例を作成したので、当事業債を活用した事業の推進に役立てられたい。

※ デジタル活用推進事業債の対象となるかどうかは、令和7年度地方債同意等基準等に照らし、個別具体的に判断する必要がある。

令和7年6月

総務省自治財政局地方債課
自治財政局公営企業課
自治行政局地域DX推進室

目次

●デジタル活用推進事業債の概要	1
●対象事業例	3
・住民の利便性向上 (住民の利便性の向上のために必要な情報システム・情報通信機器の整備)	3
・共同調達による情報システムの整備 (行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システムの整備)	6
・地域社会の諸課題の解決 (地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム・情報通信機器の整備)	7
●デジタル技術の活用に関する事例集について	14
●参考資料(根拠法令等)	15

デジタル活用推進事業費の創設

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債の発行を可能とする。

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

（書かない窓口）



（オンライン申請）



（インフラ点検用ドローン）



（水道スマートメーター）



(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

（オンライン診療）



（スマート農業）



※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

公営企業分野におけるデジタル活用推進事業債等の取扱い

1. 一般会計からの補助に対する地方財政措置

- デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施する地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム又は情報通信機器等の整備等※に係る地方単独事業等について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債を充当可能とする。

※ 病院・介護サービス事業に必要な機器については、従前どおり病院事業・介護サービス事業債で対応

2. 公営企業債の同意等対象経費の拡大

- 住民の利便性向上、行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に資する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する一定の経費について、同意等対象経費を拡大し、下記の公営企業債を充当することも可能とする。

(1) 公営企業デジタル活用推進事業債（資金手当）

デジタル活用推進計画に位置付けて実施するもの

(2) 広域化等事業費を対象とした公営企業債

- ① 水道事業における広域化に伴い必要なもの
- ② 病院事業における機能分化・連携強化に伴い必要なもの
- ③ 下水道事業における広域化・共同化に伴い必要なもの

3. 事業期間

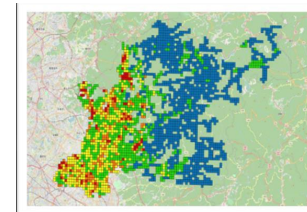
令和11年度までの5年間

※ 2(2)における具体的な事業及び財政措置は、各事業債の取扱いによる

(水道スマートメーター)



(水道管路劣化状況点検システム)



(オンライン診療)



(管路等劣化状況点検用ドローン)



書かない窓口システムの整備

- 申請書に一定の内容が自動的に入力されることにより、来庁者が申請書を記載する時間を短縮されるなど、各種手続の住民負担等が可能となる書かない窓口システムを導入。

【想定される対象経費】

- ・書かない窓口システム導入経費
- ・上記システムと連携するための基幹システム等の改修（関連システム）
- ・タブレット端末購入経費
- ・キャッシュレス機器購入経費

【想定される効果】

- ・住民の待ち時間を短縮
- ・住民の作業負担軽減
- ・職員の作業時間削減



【R7活用予定団体】

北海道上士幌町、埼玉県三郷市、兵庫県丹波市、鹿児島県南九州市 等

ドローンを活用したインフラ点検の自動化

- ドローンにより橋梁等のインフラを撮影する。
- 撮影した写真から、A I により損傷状況を抽出し、損傷図を作成することで作業の効率化を図る。

【想定される対象経費】

- ・ドローン購入経費
- ・A I 解析システムの導入経費

【想定される効果（橋梁の場合）】

- ・点検時の安全性の向上
- ・通行止めを伴わないため、市民の利便性が向上
- ・職員の事務負担を低減
- ・点検コストの削減



【R7活用予定団体】

宮城県名取市、和歌山県御坊市

対象事業例：住民の利便性向上②

公立学校におけるICT環境の整備

- 授業において使用する児童生徒1人1台端末や電子黒板、指導者用端末を購入。それぞれを連携させることで、電子黒板に児童生徒の端末画面を写したり、電子黒板と同じ画面を端末に配信したり、双方向性のある授業が可能になる。

【想定される対象経費】

- ・電子黒板購入経費
- ・指導者用端末購入経費

(※校務用端末購入経費は対象外)

- ・児童生徒1人1台端末購入経費 (元利償還金に対する交付税措置なし。別に単位費用措置あり)
- ・学習用ソフトウェア購入経費 (端末と一体として購入されるもの)

【想定される効果】

- ・児童生徒の学習効果の向上
- ・教員の授業の準備時間短縮、授業時の負担軽減

【R7活用予定団体】

山形県白鷹町、千葉県佐倉市、福井県鯖江市、愛媛県西条市、福岡県田川市 等



図書貸出システムや電子図書館の整備

- ICタグを活用した図書貸出システムを導入し、セルフ貸出・返却や蔵書点検業務の効率化を図る。
- 電子書籍が貸出可能となる電子図書館システムを整備する。

【想定される対象経費】

- ・図書貸出システム導入経費
- ・ICタグ購入経費
- ・電子図書館システム導入経費

【想定される効果】

- ・セルフ貸出等処理の時間短縮
- ・蔵書点検の効率化による休館日の減少
- ・図書館への移動時間削減

【R7活用予定団体】

石川県穴水町 等



対象事業例：住民の利便性向上③

3～4頁の事例のほか、住民の利便性向上のために必要な情報システム・情報通信機器の具体例として以下のようなものが考えられる。

オンライン申請システム(自宅等からインターネットを利用して、行政手続を可能にするシステム)
証明書コンビニ交付システム(コンビニで各種証明書の取得を可能にするシステム)
キオスク端末(庁舎・公民館・郵便局等においてセルフで証明書を取得できる端末)
公共施設予約システム(公共施設の使用予約についてオンラインで可能にするシステム)
オンライン学習システム(教室以外の場所でオンライン学習を可能にするシステム)
こども見守りシステム(こどもが地域の見守りポイントを通過した情報を把握し保護者へ提供するシステム)
見守りカメラ・センサー(こどもの動静を把握し、システムに伝送するカメラ・センサー)
健康応援アプリ(健康行動を記録しポイント化するアプリ)
母子手帳アプリ(母子手帳を電子交付し、子育て支援情報の発信や申請を可能にするシステム)
公開型GIS(GIS(地理情報システム)により、地図データ等を住民や事業者へ情報を公開するシステム)
氾濫状況モニタリングシステム(道路、河川の冠水状況等の監視をするシステム)
防災情報提供システム(防災情報や災害発生時の情報を発信・共有するシステム)
河川水位センサー・カメラ(大雨時に河川の水位を把握し、システムへ伝送するセンサー・カメラ)
スマート除雪システム(積雪状況をカメラや衛星により収集し除雪の最適化を図るシステム)
降雪量センサー(降雪状況を検知、システムへ伝達するセンサー)

※ デジタル活用推進事業債の対象となる情報システムの導入又は改修の効果を十分に発揮させるために併せて行う関連システムの導入又は改修についても、デジタル活用推進事業債の対象となる。具体的には以下のような場合が考えられる。

フロントヤードシステムとデータ連携するためのシステムの改修(オンライン申請システム等で申請された情報を職員が手入力することなく、データ対応を可能とするために必要なバックヤードの業務システムの改修)
eLTAX公金収納のための関連システム改修(eL-QRを付した公金納付書を発行し、eLTAXとデータ連携するためのシステム改修)

※ デジタル活用推進事業債において対象となる情報通信機器を利用するための公共施設内のLAN整備には、デジタル活用推進事業債の活用が可能。具体的には以下のような場合が考えられる。

公民館等住民窓口拠点施設内のLAN環境の構築
学校施設内のLAN環境の強化

対象事業例：共同調達による情報システムの整備

- 共同調達によるシステムの導入は、複数の地方公共団体間で合意した単一の仕様書等に基づき単一の事業者からシステムを共同で調達するものであって、個別地方公共団体が調達する場合に比べ、調達コストの縮減が見込まれるものがデジタル活用推進事業債の対象。

共同調達による情報システムの整備

- 県と県内市町村が参加する協議会において、情報システムの仕様書作成や入札による事業者選定を実施した上で、各自治体において契約締結を行う。
- 入札時の仕様書に、各団体におけるオプションの有無等を含めることで、落札後の契約協議を効率化。

【想定される対象経費】

- ・情報システム導入経費

【想定される効果】

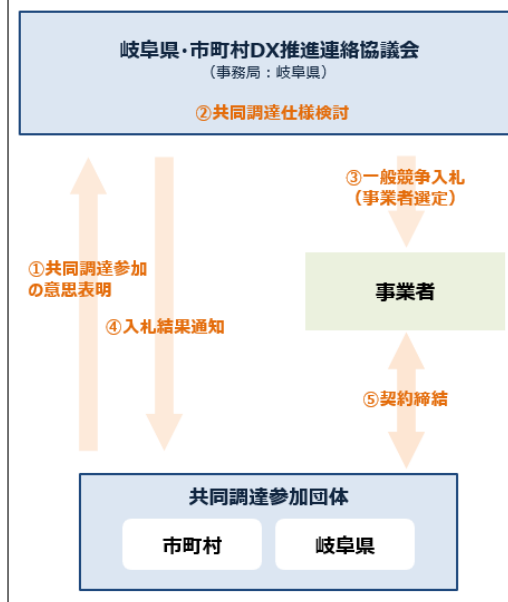
- ・各自治体における仕様書策定や事業者選定負担の軽減
- ・標準価格からの割引効果
- ・各団体が同一のサービスを利用することによる情報共有による運用効率化

※ 共同調達によるシステムの導入については、内部管理に関する情報システム（専ら地方公共団体等内部の事務処理において利用され、直接・明確な導入効果が住民に生じないもの）であってもデジタル活用推進事業債の活用が可能。

【内部管理に関する情報システムの例】

財務会計システム、人事給与システム、文書管理システム、税務システム、予算編成システム、職員健康管理システム、テレワークシステム、教員免許管理システム、設計・工事積算・施工管理システム 等

共同調達のスキーム例



対象事業例：地域社会の諸課題の解決①

コワーキングスペースにおけるPC等の整備

(省令第2条の21 3号イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進)

- 自治体や公共的団体等が運営するコワーキングスペースに、貸出用PCを整備するとともに、当該PCを利用するためにLAN整備を実施。

※ デジタル活用推進事業債において対象となる情報通信機器を利用するための公共施設内のLAN整備にはデジタル活用推進事業債の活用が可能。

【想定される対象経費】

- ・利用者用PC購入経費
- ・LAN整備に要する経費

【想定される効果】

- ・コワーキングスペースの利用者増による地域間交流の促進
- ・利用者の利便性向上



ドローン物流システムの整備

(省令第2条の21 3号ロ 農林水産業、観光産業、商工業その他の地域産業の生産性向上)

- 医薬品や日用品を購入するため高齢者でも使いやすい注文システムを構築するとともに、配送するためのドローンを購入。

【想定される対象経費】

- ・ドローン購入経費
- ・注文システム導入経費
- ・配送経路管理システム導入経費



【想定される効果】

- ・買い物弱者の利便性向上

【R7活用予定団体】

新潟県阿賀町

※公共的団体等とは、地財法第5条5号に規定する公共的団体（公益財団法人、公益社団法人、農業協同組合、商工会、商工会議所、社会福祉法人など）及び地方財政法施行令第1条に規定する出資法人を指す。

※ 写真はイメージ

対象事業例：地域社会の諸課題の解決②

交通アプリシステムの整備

(省令第2条の21 3号ハ 日常的な移動のための交通手段の確保)

- コミュニティバスの位置情報の把握や、乗合タクシーの予約ができる交通アプリシステムを開発。
- 交通弱者の移動手段を確保できるほか、運行管理に係る労力を軽減。

【想定される対象経費】

- ・交通アプリシステム導入経費
- ・GPS機器購入経費

【想定される効果】

- ・地域公共交通の最適化
- ・交通弱者の移動手段の確保
- ・乗合タクシー等の運行管理業務に係る労力の軽減

【R7活用予定団体】

奈良県御所市



保育所支援システムの整備

(省令第2条の21 3号ホ 子育て環境の確保)

- 保育所において、システム上での登降園管理や欠席・延長保育の申請受付、保育士・保護者間の連絡等が可能なシステムを構築。

【想定される対象経費】

- ・保育所支援システム導入経費

【想定される効果】

- ・保護者への情報共有の即時化
- ・保育士、保護者の作業負担軽減による保育の質の向上

【R7活用予定団体】

静岡県吉田町、京都府京丹波町、大阪府吹田市

システム上で
登降園を管理



対象事業例：地域社会の諸課題の解決③

高齢者見守りシステムの整備

(省令第2条の21 3号へ 保健及び福祉の向上)

- 一人暮らし高齢者や見守りを必要とする高齢者世帯などを対象に、自宅へ緊急通報システムの人感・室温センサーを設置し、24時間365日の見守りを実施。

【想定される対象経費】

- ・人感・室温センサー等購入費
- ・緊急通報装置購入費

【想定される効果】

- ・高齢者の生活状況の把握
- ・緊急時の早期対応

【R7活用予定団体】

北海道南幌町



オンライン診療システムの整備

(省令第2条の21 3号ト 医療の確保)

- PC等により公民館等で医師の診療を受けることができるオンライン診療システムを整備。

【想定される対象経費】

- ・オンライン診療システム導入経費
- ・診療用端末購入経費

【想定される効果】

- ・受診機会の確保
- ・移動時間の削減



対象事業例：地域社会の諸課題の解決④

観光アプリの構築とデータ活用

(省令第2条の21 3号ロ 農林水産業、観光産業、商工業その他の地域産業の生産性向上)

- 公益社団法人（公共的団体）である観光協会の観光アプリ構築事業に対して自治体が補助金を支出。
- システム上で観光施設や飲食店情報などを集積しオープンデータ化するとともに、アプリ利用者の操作ログをビッグデータとして活用し、観光産業の生産性向上に繋げる。

【想定される対象経費】

- ・観光アプリ導入経費
- ・データ利活用基盤システム導入経費

【想定される効果】

- ・観光客への情報提供やビッグデータを地域に還元することによる産業の生産性向上



市バスのリアルタイム運行情報の発信

(省令第2条の21 3号ハ 日常的な移動のための交通手段の確保)

- 市バスのリアルタイム運行情報（車内混雑度や走行位置等）を把握することができるシステムを導入。

【想定される対象経費】

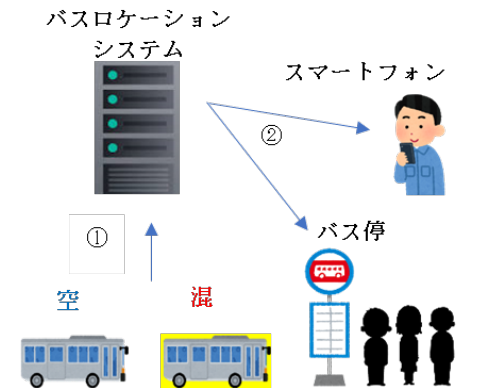
- ・バスロケーションシステム導入経費

【想定される効果】

- ・市バスを利用する市民及び観光客の利便性が向上（混雑緩和等）

【R7活用予定団体】

京都府京都市



- ① バスからシステムへ車内混雑度や走行位置等を送信
 - ② それらの情報を利用者へ発信（WEB、バス停）
- 混雑状況を踏まえてバスを選択可能（空いている次のバスを利用するなど）

対象事業例：地域社会の諸課題の解決⑤

水道スマートメーターの整備

(省令第2条の21 3号ニ 生活環境の維持及び管理)

- 水道スマートメーターを導入し、自動的に検針を実施。
- 各住居を訪問することなく検針データを把握することができるほか、漏水箇所の早期発見が可能。

【想定される対象経費】

- ・水道スマートメーター購入経費

【想定される効果】

- ・検針の手間の軽減
- ・漏水の早期発見

【R7活用予定団体】

兵庫県丹波市



水道管路劣化予測システムの整備

(省令第2条の21 3号ニ 生活環境の維持及び管理)

- 水道管路データ（口径・管種等）や漏水履歴等の情報を用い、AIにより管路の劣化状態を予測・診断。

【想定される対象経費】

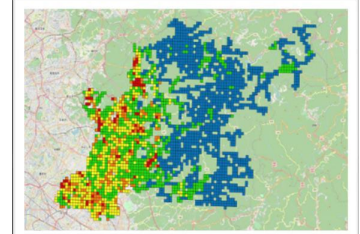
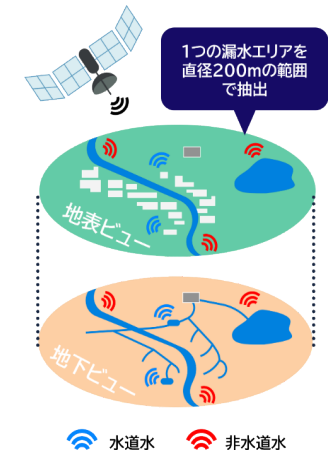
- ・水道管路劣化予測システム導入経費

【想定される効果】

- ・管路の維持管理の最適化
- ・漏水の予防

【R7活用予定団体】

京都府京丹波町



対象事業例：地域社会の諸課題の解決⑥

浄水場等運転監視システムの整備

(省令第2条の21 3号ニ 生活環境の維持及び管理)

- タブレット端末等により、時間、場所を問わず、全上水道施設の状況のより細かな監視が可能となる、クラウド型遠隔監視システムを導入。

【想定される対象経費】

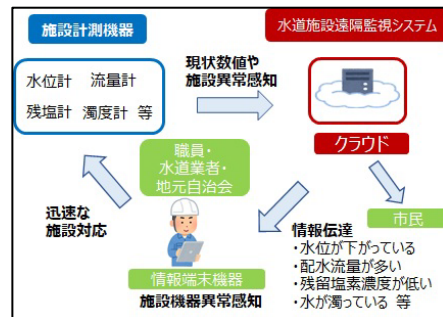
- ・遠隔監視システム導入経費
- ・タブレット端末購入経費

【想定される効果】

- ・クラウドを活用することにより職員間の情報共有が即時化され、異常が生じた際の対応の迅速化

【R7活用予定団体】

- ・徳島県三好市



トンネル軌道点検システムの整備

(省令第2条の21 3号ニ 生活環境の維持及び管理)

- データ計測車両から収集した鉄道トンネル内の情報を即時にデータベース化し、AIによる解析を行うトンネル点検システムを導入。

【想定される対象経費】

- ・トンネル軌道点検システム導入経費
- ・レーザースキャナー購入経費

【想定される効果】

- ・点検時間の削減
- ・点検精度の向上



対象事業例：地域社会の諸課題の解決⑦

地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム・情報通信機器

7～12頁の事例のほか、地域の諸課題に必要な情報システム・情報通信機器の具体例として以下のようなものが考えられる。

<移住及び定住並びに地域間交流の促進> ※移住及び定住並びに地域間交流を促進するものが対象

移住定住支援ポータルサイト(移住相談の受付や移住定住情報に関する情報を提供するポータルサイト)

<農林水産業、観光産業、商工業その他の地域産業の生産性向上>

※農林水産業、観光産業、商工業等の地域産業の売上増加、コスト削減等により生産性を向上させるものが対象

営農環境モニタリングシステム(ハウス内の温度環境等をモニタリングし、出荷時期の予測を可能にするシステム)

農業用ドローン(農薬や肥料を散布するドローン)

地域通貨システム(地域電子マネー導入によるキャッシュレス化を行うシステム)

<日常的な移動のための交通手段の確保> ※地域公共交通の利用機会や質を維持確保するものが対象

オンデマンド交通システム(AIを活用した効率的な配車により、利用者予約に対し最適配車を行うシステム)

交通キャッシュレス機器(交通系ICカード、クレジットカードタッチ決済等を可能とするための機器)

<生活環境の維持及び管理> ※上下水道等の生活インフラを維持管理するものが対象

管路等劣化状況点検用ドローン(管路内を走行し全方位画像を取得する調査用ドローン)

内水氾濫に関する情報配信システム(水位・降雨等データの計測及び情報伝達・配信システム)

<子育て環境の確保> ※地域の子育て環境や保育の質を維持確保するものが対象

保育所こども見守りカメラ(保育所におけるこどもの見守りカメラ)

<保健及び福祉の向上> ※地域保健福祉の機会や質を維持確保するものが対象

歩行姿勢測定システム(フレイル予防のため、高齢者の歩行を見える化・評価するためのシステム)

介護施設内見守りシステム(部屋やベッドに設置するセンサーやカメラ、AIを用いて施設利用者の異常や予兆を検知するシステム)

<医療の確保> ※地域医療の受診機会や質を維持確保するものが対象

遠隔画像診断システム(通信ネットワークを利用して遠方の専門医がCTやMRIなどの医療画像から診断を行うシステム)

地域医療連携システム(複数の医療機関で患者の診療情報、検査結果、入退院調整の管理等を共有するシステム)

デジタル技術の活用に関する事例集について

総務省では、全国の自治体におけるデジタル化の取り組みについて事例集を作成しています。これらも参考に、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をより一層推進していただきますようお願いいたします。

なお、掲載されている取り組みについて、デジタル活用推進事業債の対象となるかどうかは、令和7年度地方債同意等基準等に照らし、個別具体的に判断する必要があります。

① 自治体DX推進参考事例集

- ・ オンライン申請、窓口改革等に関する事例
- ・ システムの共同調達に関する事例

② 地域社会のデジタル化に係る参考事例集

- ・ 医療・福祉・健康・子育て、農林水産業、観光等に関する事例

(事例集) https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index_00001.html



參考資料

(情報システム又は情報通信機器の整備に係る地方債の特例)

第三十三条の五の十四

地方公共団体は、令和七年度から令和十一年度までの間に限り、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業で総務省令で定めるものであって、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における情報通信技術の活用の推進に関する計画に基づいて行われるものに要する経費のうち総務省令で定めるものの財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

地方債に関する省令附則

(法第三十三条の五の十四の事業)

第二条の二十一

法第三十三条の五の十四に規定する事業で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスに係る業務(内部管理に関するものを除く。)において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システムの導入又は改修(当該情報システムに関連する情報システムの導入又は改修を含む。次号及び第三号において同じ。)に係る事業
- 二 行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システムの導入又は改修に係る事業
- 三 地域社会の諸課題として次に掲げるもの(次号及び第二条の二十三第三号において「地域社会の諸課題」という。)を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業(特定の者の利益を目的とするものを除く。)
 - イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進
 - ロ 農林水産業、観光産業、商工業その他の地域産業の生産性向上
 - ハ 日常的な移動のための交通手段の確保
 - ニ 生活環境の維持及び管理
 - ホ 子育て環境の確保
 - ヘ 保健及び福祉の向上
 - ト 医療の確保
- 四 次に掲げる情報通信機器の購入に係る事業
 - イ 住民に対して提供するサービスにおいて当該住民の利便性向上のために当該住民又は当該サービスを提供する職員が利用するもの(内部管理に関するものを除く。)
 - ロ 地域社会の諸課題を解決するために必要なもの(特定の者の利益を目的とするものを除く。)

(法第三十三条の五の十四の計画に定める事項)

第二条の二十二

法第三十三条の五の十四に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 情報通信技術の活用の推進に関する基本的な方針
- 二 情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業の実施期間、事業費その他の事業内容
- 三 情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業の効果

(法第三十三條の五の十四の経費)

第二條の二十三

法第三十三條の五の十四に規定する経費のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体が実施する第二條の二十一各号に掲げる事業(法第五條第一号に規定する公営企業(第三号において「公営企業」という。))が実施するもの(地方自治法の一部を改正する法律(令和六年法律第六十五号)による改正後の地方自治法第二百四十三條の二の七第二項に規定する特定収納事務に係るものを除く。))に係る負担又は助成を除く。))に要する経費(地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)第二條第三項に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費を除く。)
- 二 地方独立行政法人法第二條第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一條第三号に掲げる業務を行うもの(次号において「公営企業型地方独立行政法人」という。))を除く。))が実施する第二條の二十一各号に掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費
- 三 公営企業、公営企業型地方独立行政法人、法第五條第五号に規定する公共的団体、令第一條に規定する法人その他地域社会の諸課題に取り組む団体として総務大臣が認めるものが実施する第二條の二十一第三号及び第四号ロに掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

第二 協議団体にかかる同意基準

二 協議にあたっての事業区分

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(6) 一般単独事業

⑫ デジタル活用推進事業

デジタル活用推進事業については、地財法第33条の5の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備に係る地方単独事業等を対象とするものとする。

第一 協議等手続きに関する事項

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(6) 一般単独事業

⑪ デジタル活用推進事業

ア デジタル活用推進事業については、デジタル活用推進計画に基づいて行われる次に掲げる事業を対象とするものであること。

(ア) 地方単独事業であって、省令附則第2条の21各号に掲げるもの並びに同条第4号イ及びロに掲げる情報通信機器を利用するために必要な公共施設内のLAN整備に係るもの

(イ) 次に掲げる国庫補助事業として実施するもの

a 公立学校情報機器整備費補助金による事業(公立学校情報機器購入事業に限る。)

b 新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型による事業のうち省令附則第2条の21各号に掲げるもの

イ アに掲げる事業は、次に掲げるところによるものであること。

(ア) 情報システムについては、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【4.0版】(総務省令和7年3月改定)「3.3 自治体におけるシステム整備の考え方」に沿って導入されるものであること

(イ) デジタル活用推進計画に位置付ける事業単位を一件として、一件の事業費が100万円以上のものであること

ウ 資金は民間等資金とし、償還年限は原則として5年以内とすること。

令和7年度地方債についての質疑応答集

【26 デジタル活用推進事業】

Q26-1 デジタル活用推進事業の期間はいつまでですか。

A26-1 令和11年度までです。

Q26-2 本市では「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【4.0版】」を参考に「全体方針」を策定していますが、デジタル活用推進計画を別に策定する必要がありますか。

A26-2 各地方公共団体が策定しているDX推進に関する計画等の内容を活用しつつ、「デジタル活用推進事業債等の取扱いについて」(令和7年4月1日付け総務省自治財政局地方債課、総務省自治財政局公営企業課、総務省自治行政局地域DX推進室事務連絡。Q26において「事務連絡」という。)別紙1に示す記載事項に沿って必要事項を記載した計画を提出してください。

Q26-3 デジタル活用推進計画は、いつまでに提出する必要がありますか。

A26-3 起債協議等に先立って、「事務連絡」に示す期日までに提出していただきます。総務省は、デジタル活用推進計画の記載事項が適切に記載されていることを確認したのち、各地方公共団体へ連絡しますので、その連絡を踏まえ、起債協議等を行ってください。

Q26-4 公営企業が実施するものに係る負担又は助成については、どのようなものが対象になりますか。

A26-4 一般会計等が公営企業が実施する事業に対して負担又は助成を行う場合、①地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業及び情報通信機器等の整備に係る事業並びに②eL-QRを活用した公金収納のための情報システムの導入又は改修に係る事業(地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)第2条の23第1号)が対象となります。

なお、医療若しくは看護又は介護のために必要な、一品当たりの取得価格が20万円以上、かつ耐用年数が5年以上である機器については、病院事業・介護サービス事業債の対象となります。

Q26-5 デジタル活用推進事業において、公共的団体とはどのような団体ですか。

A26-5 公益財団法人、公益社団法人、農業協同組合、商工会、商工会議所、社会福祉法人など地財法第5条第5号に規定する公共的団体を指します。

令和7年度地方債に関する質疑応答集

Q26-6 既存のシステムの単純更新や機能強化を伴わない改修であっても、デジタル活用推進事業の対象となりますか。

A26-6 既存のシステムの単純更新及び機能強化を伴わない改修はデジタル活用推進事業の対象なりません。なお、既存のシステムの更新に併せて当該システムの一部を改修する場合、当該改修が地方債に関する省令附則第2条の21に該当する事業であれば、当該改修に要する経費に限り、対象となります。

Q26-7 情報システムの導入又は改修には、どのような経費が対象となりますか。

A26-7 次のようなものが対象となります。

- ・ 移行経費 システム移行及びデータ移行に要する経費
- ・ 開発経費 システムのプログラミング等に要する経費、システムを構成するソフトウェア製品の買取りに要する経費、設計書の作成に要する経費
- ・ 移行・開発に付随する経費 調査研究に要する経費、プロジェクト管理支援経費、テスト経費
- ・ ハードウェア購入費 システムを構成するハードウェアの買取りに要する経費

なお、システム利用料・保守料・機器のリース料のように、毎年度の利用に要する経費については、対象なりません。

Q26-8 システム利用料・保守料・機器のリース料を、初年度に複数年度分まとめて支払った場合、対象となりますか。

A26-8 システム利用料・保守料・機器リース料のように、毎年度の利用に要する経費については、たとえ初年度にまとめて支払ったとしても対象なりません。国庫補助事業として実施される情報システム、情報通信機器等の整備においても、同様の取扱いです。

Q26-9 情報通信機器の範囲を教えてください。

A26-9 一概にその範囲を定めることは困難ですが、情報の処理、入出力、伝達等を行う機器であって通信機能を有するものが対象となります。具体的には、コンピュータ(PC・タブレット端末)及びその周辺機器、キオスク端末、カードリーダー、キャッシュレス端末、通信機能を有するカメラ・センサー・ドローン等が対象となります。

令和7年度地方債に関する質疑応答集

Q26-10 「住民に対して提供するサービスに係る業務における当該サービスの提供を受ける住民の利便性の向上のために必要な情報システム」、「住民に対して提供するサービスにおいて当該住民又は当該サービスを提供する職員が利用する情報通信機器」とは、具体的にどのようなものが対象となりますか。

A26-10 住民に対して提供するサービスにおいて住民又は職員が利用する情報システム・情報通信機器であって、待ち時間・移動時間の短縮、住民の作業負担の軽減、当該サービスの質の向上等の直接・明確な導入効果が住民に生じるものが対象となります。具体的には、次のような情報システム・情報通信機器が対象となります。

＜情報システム＞

オンライン申請システム、書かない窓口システム、証明書コンビニ交付システム、公共施設予約システム、オンライン学習システム、電子図書館システム、こども見守りシステム、健康応援アプリ、母子手帳アプリ、公開型GIS、氾濫状況モニタリングシステム、スマート除雪システム、防災情報提供システム等

＜情報通信機器＞

カードリーダー、住民窓口設置端末、キャッシュレス機器、キオスク端末、電子黒板、見守りカメラ・センサー、インフラ点検用ドローン、河川水位センサー・カメラ、降雪量センサー等

Q26-11 「関連する情報システム」とは、具体的にどのようなシステムが対象となりますか。

A26-11 デジタル活用推進事業の対象となる情報システムの導入又は改修の効果を十分に発揮させるために併せて行う当該情報システム以外の情報システムの導入又は改修が対象となります。具体的には次のようなものが対象となります。

(例)フロントヤードシステムと情報連携する基幹システムの改修、コンビニ交付サービスと情報連携する基幹システムの改修、マイナンバーカードアプリケーション搭載システムのための庁内システム改修、eL-QRを活用した公金収納のための財務会計システムの改修

Q26-12 eL-QRを活用した公金収納のための情報システムの導入又は改修に係る事業は公営企業が実施する事業に係る負担又は助成についても対象になりますか。

A26-12 eL-QRを活用した公金収納のための情報システムの導入又は改修に係る事業は、公営企業が実施する事業に係る負担又は助成を含め対象となります。

Q26-13 「内部管理に関する」情報システム・情報通信機器として対象外となるものは、どのようなものですか。

A26-13 専ら地方公共団体等内部の事務処理において利用され、直接・明確な導入効果が住民に生じないものは対象外となります。なお、「事務連絡」別紙2もご参照ください。

令和7年度地方債に関する質疑応答集

Q26-14 「行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システム」について、具体的にどのような場合が対象となりますか。

A26-14 複数の地方公共団体間で合意した単一の仕様書等に基づき、単一の事業者からシステムを共同で調達するものであって、個別地方公共団体が調達する場合に比べ、調達コストの縮減が見込まれるものが対象となります。

例えば、①都道府県や一部事務組合等が1つのシステムを導入し、複数市町村が当該システムを共同で利用する場合や、②単一のシステム仕様書を作成し、共同調達に取り組むこととしている市町村分を集約した入札等により事業者を選定後、当該市町村がそれぞれシステムを導入する場合等を想定しています。

なお、内部管理に関する情報システムであっても、当該要件を満たす場合には対象となります。

Q26-15 共同調達によるシステム導入について、システムの導入時期は、参加団体間で揃っていなければならないでしょうか。

複数の地方公共団体間で合意した単一の仕様書等に基づき、単一の事業者からシステムを共同で調達するが、初年度にシステムの導入を行うのは1団体のみで、他の団体は翌年度以降にシステム導入を行う場合は対象となりますか。

A26-15 参加地方公共団体間で合意した単一の仕様書等に基づき、単一の事業者からシステムを共同で調達する事業であれば、必ずしも導入時期が揃っていなくても構いません。初年度にシステムを導入する団体が1団体であっても、翌年度以降に他の団体がシステム導入する場合であれば共同調達の要件を満たします。ただし、参加予定団体名及び各団体の導入予定時期が確認できる資料を添付してください。

Q26-16 令和6年度以前に行われたシステムの共同調達について、令和7年度以降に追加で参加する団体がいる場合、当該団体におけるシステム導入経費は、デジタル活用推進事業の対象となりますか。

A26-16 当該団体が個別に調達する場合に比べ、調達コストの縮減が見込まれるものは対象となります。

Q26-17 共同調達によるシステム導入の場合、システム名、参加予定地方公共団体及び導入予定時期が確認できる資料を添付することとされていますが、具体的にどのような資料を想定していますか。

A26-17 「事務連絡」別紙1のとおり、システム名、参加予定地方公共団体及び導入予定時期を含むものであれば、名称・形式は問いません。事務の参考として、当該事項を伴う資料の一例として、都道府県が市町村と合意形成の上、共同調達の方針を作成した場合の例を「事務連絡」別紙1別添3のとおり示しますので、ご参照ください。

令和7年度地方債に関する質疑応答集

Q26-18 地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム、地域社会の諸課題を解決するために必要な情報通信機器について、具体的にどのような情報システム・情報通信機器が対象となりますか。

A26-18 地域社会の維持・発展を図る上で重要な以下の①～⑦の課題を解決するために直接的に必要なものをいいます。具体的には以下のとおりです。

＜① 移住及び定住並びに地域間交流の促進＞

移住及び定住並びに地域間交流を促進するものが対象となります。

(例) サテライトオフィス・コワーキングスペースにおけるPC等

＜② 農林水産業、観光産業、商工業その他の地域産業の生産性向上＞

農林水産業、観光産業、商工業等の地域産業の売上増加、コスト削減等により生産性を向上させるものが対象となります。

(例) 営農環境モニタリングシステム、農業用ドローン、地域通貨システム、観光アプリ、観光協会が導入する域内の全宿泊施設が対象となる予約システム等

＜③ 日常的な移動のための交通手段の確保＞

地域公共交通の利用機会や質を維持確保するものが対象となります。

(例) バス運行情報提供システム、オンデマンド交通システム、住民向けMaaSアプリ、交通キャッシュレス機器等

＜④ 生活環境の維持及び管理＞

上下水道等の生活インフラを維持管理するものが対象となります。

(例) 水道管路劣化状況点検システム、管路等劣化状況点検用ドローン、水道スマートメーター、浄水場等運転監視システム、内水氾濫に関する情報配信システム、トンネル軌道点検システム等

＜⑤ 子育て環境の確保＞

地域の子育て環境や保育の質を維持確保するものが対象となります。

(例) 保育所・放課後児童クラブ支援システム、保育所こども見守りカメラ等

＜⑥ 保健及び福祉の向上＞

地域保健福祉の機会や質を維持確保するものが対象となります。

(例) 高齢者見守りシステム、介護ロボット等

令和7年度地方債に関する質疑応答集

＜⑦医療の確保＞

地域医療の受診機会や質を維持確保するものが対象となります。

(例) オンライン診療システム、遠隔画像診断システム、地域医療連携システム等

なお、単にデジタル化により特定の事業者等の業務の効率化や、サービス利用者の利便性向上が図られることのみをもって地域社会の諸課題を解決するために必要なものとすることはできません。

(例) 料金等情報提供システム、上下水道開閉栓受付システム、上下水道料金閲覧システム、問診システム、病院会計自動精算機システム、電子カルテ、電子処方箋システム、出資法人等が運営する個別の宿泊施設における予約システム等

Q26-19 タブレット端末の購入にあたり、ケースやタッチペン等の付属品や使用するのに不可欠なソフトウェアの購入に係る経費がかかりますが、対象経費に含まれますか。

A26-19 情報通信機器本体を使用するのに不可欠なものであって、一体として購入されるものは対象となります。

Q26-20 公立学校情報機器整備費補助金による事業について、継ぎ足し単独事業は対象となりますか。

A26-20 資金手当として対象となります。

Q26-21 地方債に関する省令附則第2条の21第4号イ及びロに掲げる情報通信機器を利用するために必要な公共施設内のLAN整備は、どのような事業が対象となりますか。

A26-21 「住民に対して提供するサービスにおいて当該住民又は当該サービスを提供する職員が利用する情報通信機器」又は「地域社会の諸課題を解決するために必要な情報通信機器」を利用するための公共施設内のLAN整備が対象となります。単にインターネットに接続するサービス(公衆Wi-Fi)を提供することを目的としたLAN整備については対象となりません。

Q26-22 観光地における公衆Wi-Fiの設置や有線LANの整備などのネットワーク環境の整備については、情報通信機器等の整備として対象となりますか。

A26-22 観光地におけるネットワーク環境の整備については、「観光産業の担い手不足の解消、コスト削減等により生産性を向上させるもの」に直接的に必要なものとはいえないため、対象となりません。

令和7年度地方債に関する質疑応答集

Q26-23 「デジタル活用推進計画に位置付ける事業単位を一件として、一件の事業費が100万円以上のものであること」とは、どういうことですか。

A26-23 デジタル活用推進事業は、同一の効果を目的として行われる情報システムの導入・情報通信機器等の整備を事業単位として、一件当たりの事業における情報システムの導入・情報通信機器等の整備に要する経費が100万円以上のものを対象とします。

例えば、

- ・高等学校の学習環境改善事業における学習者用端末の購入について、端末の単価が100万円未満だとしても、端末の購入経費全体として100万円以上であれば、対象となります。
- ・また、地域公共交通改善事業において、バス運行情報提供システムとGPS機器を合わせて整備する場合、情報システムと機器の整備に要する経費全体として100万円以上であれば、対象となります。

Q26-24 「自治体におけるシステム整備の考え方」に沿って導入される情報システムとはどのようなものですか。

A26-24 自治体DX推進計画「3.(2) 自治体におけるシステム整備の考え方」においては、①20業務に係る情報システムの標準化に引き続き注力すること、②共通SaaSの利用を推進すること、③各府省庁が自治体に統一的な取扱いを求めている業務・システムについてその趣旨を踏まえた整備・利用を推進すること、④②の対象とならない業務・システムについて都道府県の共同調達等により整備を進めることを検討することとされ、また、SaaS利用を前提とし、できる限りその利用規模を拡大していくことを目指すことが記載されています。デジタル活用推進事業を活用する情報システムの導入について、この考え方に沿ったものであることをデジタル活用推進計画に記載してください。なお、当該考え方に沿って導入されない情報システムの導入は対象外となります。

令和7年度における③の各府省庁の統一的な取扱いは、「各府省庁において自治体に統一的な取扱いを求めている業務・システムについて(周知)」(令和7年4月1日付け総務省自治行政局地域DX推進室、自治財政局地方債課事務連絡)に示しており、この取扱いに沿って導入されない情報システムの導入は、デジタル活用推進事業の対象外となります。